

※著者紹介 本文中，川口弘13p. 吉野昌甫89p. 高田博96p.
森静朗113p. 山下邦男125p. 笹原昭五149p.
清成忠男263p. 堀家文吉郎344p (下巻26p).
をご参照下さい。

中小企業金融研究会シリーズⅠ

金融効率化と中小企業金融 (下巻)

昭和50年9月10日 第1刷発行©

昭和54年8月15日 第2刷発行

定価 1,500円

検 省

印 略

著者代表 川 口 弘

監修者 堀 家 文 吉 郎

編集人 全国信用金庫協会

印刷人 引 地 正

発行所 株式会社 日本経済評論社

〒101 東京都千代田区神田神保町 3-2

電話03(230)1661(代)振替東京3-157198

乱丁・落丁本は表記にてお取替えいたします。

文昇堂印刷

3033-0052-6173

中小企業金融研究会シリーズⅠ

金融効率化と中小企業金融

全国信用金庫協会 編

中小企業金融研究会 監修

下巻

日本経済評論社

発刊にあたって

社団法人 全国信用金庫協会

会 長 小 原 鐵五郎

わが国経済の今日を成した基調は高度成長政策であった。この政策遂行のなかから資金の偏在論，金融機関再編成論，金融効率化論が生まれ，また成長が1息ついた40年の段階では，国債発行のための国債発行下の金融体制論まで出てきた。

こうした四囲の要請をうけて金融制度調査会では，41年6月から「中小企業金融のあり方」について検討がすすめられ，42年2月には，いわゆる3試案がタタキ台として提起された。ここでは主として滝口試案が問題視され討議の中心となったが，これはわれわれ信用金庫にとっては，その解体案であるとして業界あげてその非をならし，信用金庫の中小企業金融における有用性と適切性を強調したが，遂にこれが認められ，その年の10月の答申を導き出すことになった。

このわれわれの主張を克く社会に理解せしめることが出来た大きな背景に，実は川口教授をはじめ多くの中小企業金融に深い造詣と正しい理解を持たれた学者の方達によるたゆまない論陣とアピールがあったことを，われわれは高く評価し且つ衷心から感謝の念を禁じ得ないのである。

この時期を出発点として展開されてきた中小企業金融に対する諸先生方の論文は，その後も次ぎ次ぎと深められ広げられて，今日相当のこの方面における研究成果をあげ，今後の中小企業金融政策の策定に強く反映していくことが予見され，同時にこの課題に対する社会の関心を高めることが出来たと，われわれは確信している。

いま「中小企業金融研究会」としてこの方面にご関心深い先生方によって，さらにその一層の発展が図られようとしているが，このための仕事の1つとしてこの意義深い時期の諸労作をこの際単行本に収録して，広く関係者や同憂の

士に再読して頂くことが計画されている。のど元過ぎてだんだん中小企業金融への正確な理解が忘れられ、銀行化へ強い傾斜が進められようとしてきているとき、真に適切な企画であると思い、業界としてもその実現を望んでおったものであります。

何度読み直しても大変意義のある諸論文であるので、関係各位のご熟読を期待してやみません。

昭和46年 9 月 1 日

識

監修者のことば

本書2巻は、川口弘教授を代表とする中小企業金融研究会の同人8名が、この数年間に、種々の機会に様々の観点から、いろいろな問題を論じた——もともと誰もこんな形にまとめるつもりではなかったところの——多くの文章のうちから、然るべきものを抜き出して構成した一種のアンソロジーである。

したがって、各篇の間には、主題に迫る視角において統一があるわけではなく、内容表現の精粗硬軟の程度について一致があるわけでもない。すなわち、共通するところは——昭和40年6月～昭和46年3月という——各篇発表の時期のみであり、限定されるところは各篇の執筆者がわれわれ同人のみであるということである。しかしながら、この時期は、わが国における金融の制度および機構の現状への認識と将来への展望について——ことに中小企業金融に関するそれらについて——終始活潑な論議のあった特殊な時期であった。また、われわれは——おうむねは書斎に身をおきながらも——これらの問題に深甚不断の関心を払わざるを得ず、あるいは時宜に従ってこれらの問題について執筆を行ってきたものである。トピカル・コメントの部分的集成にすぎない本書の発刊に若干の意義なしとしないのは主としてこうした事情によっている。

第Ⅰ部には金融効率化をめぐる論稿をあつめている。近年わが国の金融機構に行政当局から強く要請されているこの目標が、どこから生じ、その達成がどの分野にどのような歪みを生み出すかを論じたところの、いずれかといえば批判的な論文が多い。しかしながら、ひとりサービス業を営む金融機関にとどまらず、すべての産業の分野において、効率化という題目そのものの重みは比べるべくもなく大きい。すなわちこれは時代の要請であるから、派生する欠陥困難の多少細大に拘らず、われわれはいかにしてその欠陥困難を除去迂回しうるかを考察せねばならない。この考察に及んだものが多いとは言えないのは遺憾

だが、中小企業金融機関にあって、この点を熟考して、わが国金融業界の針路を誤りなからしめることを念願する者に、なにがしか寄与するところはあるであらう。

第Ⅱ部は、中小企業金融機関が融資の対象とするところの、中小企業そのものにどのような変化が生じつつあるかを論じた論纂を中心に編集してある。現状の分析にむしろ力点をおいた論文もなくはないが、それらをもふくめて対向する産業界の動向を把握するに適確を欠いてはなるまい。すなわち、この部分が読者に若干貴重の貢献をするところあらんことを祈るゆえんである。

第Ⅲ部には、——上の2つの部分をうけて——しからば中小企業金融機関はどのような状況にあるかを考え、あるいはどの方向に針路を定めるべきかを、主として昨夏公刊の金融制度調査会答申が基盤としたと同一の知識にもとづいて書いたものを集めている。時に所論は金融業界全般におよび、構成としては散漫の感あるを免れないが、却って視野の拡大を読者に迫るものもすくなしとしない。読者がこれら各論編から、些かの示唆と反省の資を得られることを望みたい。

かくて全編は大いに未来指向的に構成されている。未来を考えず、現時の刺激にのみ反応して行動することの不適当は、近年社会構造組織の複雑化が進むにつれてますます反省されてきている。老大な論稿の集積の全部を再読三読して、それらのなかから全体の構成を考慮しつつ収載する文章を選拔し、よく本書の形にまとめ上げたのは、ことごとく編集者全国信用金庫協会の功績であって、監修者としてのわれわれは、かくまとまった形についていくばくの批評を加えたにすぎず、全篇構成の作業に寄与したところは極めてすくなかった。もし本書に世に問うべき美点ありとすれば、榮譽の彼等に帰せらるべき部分はなほだ多い。ここに記して特にその労苦を讀みたい。

昭和46年6月20日

堀 家 文 吉 郎

序 文

ここ数年来の金融制度再編成論議と、金融二法、統一経理基準、店舗行政の自由化、預金期間延長と預金金利引上げなど、いわゆる「金融効率化」行政とは、中小企業金融機関のあり方に対して、厳しい反省と検討とを迫っている。かねてから、日本経済における中小金融機関の意義と機能に深い関心を抱いていたわれわれは、3年前に中小企業金融研究会を結成して、このような時点における中小企業金融問題の解明に努めてきたが、その趣旨に賛同された全国信用金庫協会は、会場その他の便宜を提供して、研究会の維持に温かく協力して下さった。その間、会員が種々の機会に発表して来た中小企業金融関係の論文は優に100篇を超えているが、この際、それらのなかから適当なものを選んで、現時点における中小企業金融問題の諸側面を明らかにするような論文集を編んで見てはという協会の申し出に応えたのが本書である。

もともと、われわれは、日本経済の激しい構造変化を乗り切って、中小企業が明日への活路を見出すことを望んでおり、そのために中小企業金融機関が果たすべき役割の重要性を認識しているという点では共通しているものの、それ以外の点では、それぞれ独自の見解を保持しているので、本書は決してなんらかの統一的観点に貫かれた書物ではない。それにも拘わらず、「金融効率化」の表と裏、中小企業金融機関の積極面と消極面とを明らかにすることにより、なんらかの示唆を与えうれば幸いである。

おわりに、この機会をかりて研究会への日頃の温かい支持に対して、全信協、とくに岡田常務理事に厚く御礼を申し上げたい。

昭和46年6月10日

ストックホルムの宿舎で

川 口 弘

目 次

〔上巻〕

発刊にあたって	小 原 鐵五郎	3
監修者のことば	堀 家 文吉郎	5
序 文	川 口 弘	6

第 1 篇 金融効率化論

コ メ ン ト	堀家文吉郎	(11)
1 資金偏在論について	川 口 弘	(13)
2 中小企業金融と「金融効率化」	川 口 弘	(26)
3 融資集中機構と金融効率化	川 口 弘	(46)
4 金融効率化と民間中小企業専門金融機関	吉野 昌甫	(60)
5 「ポスト金融効率化」の課題	吉野 昌甫	(89)
6 金融革命批判	高田 博	(96)
7 庶民金融と効率化	森 静朗	(113)
8 金融制度の効率性について	山下 邦男	(125)
9 金融の「公共性」と「金融正常化」	山下 邦男	(140)
10 金融効率化論の問題点	笹原 昭五	(149)
11 高蓄積下のインフレと金融問題	笹原 昭五	(156)
12 銀行合併と金融効率化論の問題点	笹原 昭五	(170)

第 2 篇 中小企業の構造変化

コ メ ン ト	清成 忠男	(177)
1 大企業の再編成と今後の中小企業	川 口 弘	(179)

2	中小企業の資金不足をめぐる問題点	吉野 昌甫	…(198)
3	地域経済と金融	高田 博	…(222)
4	構造変化のもとにおける金融	高田 博	…(238)
5	中小企業金融問題の考え方	森 静朗	…(250)
6	小規模企業観の再検討	清成 忠男	…(263)
7	小零細企業の激増とその評価	清成 忠男	…(281)

〔下巻〕

第3篇 中小企業金融機関の発展方向

コ メ ン ト	森 静朗	…(329)
1 中小金融制度改善の方途	川口 弘	…(331)
2 貸出利率決定方式に関する一試論	堀家文吉郎	…(344)
3 これからの金融機能と金融機関の業務	堀家文吉郎	…(365)
4 銀行新時代の変革はどこまで実現するか	堀家文吉郎	…(377)
5 10年後の銀行像をさぐる	堀家文吉郎	…(390)
6 全国銀行と相互銀行・信用金庫の貸出構造 及び預金構造の問題点	吉野 昌甫	…(401)
7 金融効率化行政のもとにおける信用組合のあり方	高田 博	…(410)
8 中小金融機関に関する一考察	森 静朗	…(421)
9 都市化の中の中小金融機関	森 静朗	…(434)
10 金融機関の地域密着化と経済効率化	山下 邦男	…(450)
11 金融機関の未来像を考える	山下 邦男	…(459)
12 信用金庫の都道府県別融資動向の特徴	笹原 昭五	…(470)
13 ベンチャー・バンキングのすすめ	清成 忠男	…(486)
□ 索 引		…(495)

第3篇 中小企業金融機関 の発展方向

コメンテーター 森 静 朗

第3篇中小企業金融機関の発展方向にとりあげられている10数篇の諸論文は各先生方の労作を集めたものであり、その中から1つの結論を読みとることはむずかしい。それぞれの立場から執ように問題をほりさげ各方面にわたって問題を展開しているからである。ただその中で一貫していることは中小企業金融機関がなぜ必要なのか、そのもつ意味を各論者が、それぞれの立場で力強く主張している。

読者はこの諸論文の中から何かを学び、更に中小企業金融の考え方の基礎となることを確信する。

川口教授の「中小金融制度改善の方途」は金融制度調査会での川口試案の骨子であり、都銀中心の金融再編を厳しく批判し、信用金庫の必要性を強調する。中小企業金融を考える場合原典としての意味をもつものである。

堀家教授の4論文は銀行理論の立場から広い視野をもって書かれ「貸出利率決定方式に関する一試論」の中では電力料

金の決定と貸出金利との決定を理論的に説明し、利率の決定に対して教授独自の見解を示す。「これからの金融機能と金融機関の業務」は経済の国際化、融資条件の改善、保有資産の多様化によって銀行業務の方向も変化することを指摘し、信金、相銀の同質化傾向は拡大するが、しかしその中で中小企業金融機関として自己規定することこそ独立性をしめすことになるとのべ、信用金庫は幼少企業金融機関として小児科医の役割を果たし、抵抗力のないしかも将来性のあるものを育て独立させるところに使命があるとして、清成氏のベンチャー・ビジネス的発想を示す。幼い産業と若い産業が生まれるかぎり信用金庫は存在しなければならないと主張する。

「銀行新時代の変革はどこまで実現するか」では中期預金も、金融債の発行も必要なのは実は限定の多い専門金融機関である。中小企業金融機関であるから中小規模で良いという理由はなく、将来性

をもつ中小企業に金融の潤沢の度を加えることが望ましいし、喜ばしいことであると述べる。

「10年後の銀行像をさぐる」は銀行と社会の適応関係をのべながら、将来銀行は関連業務への進出がより多く進み、決済無時間化、手数料収入、リテイル・バンク、C. D.、信託、財務管理の多様化が一層進んでいくであろうと指摘し、銀行の未来像にメスを入れている。

「全国銀行と相互銀行・信用金庫の貸出構造および預金構造の問題点」は吉野教授の最も優れた分析手法で、全国銀行の中小企業向け設備資金貸出しと運転資金貸出しの逆方向傾向を指摘しながら、全国銀行の中小企業選別の動向に鋭いメスを入れ、全国銀行の行動分析の中から相銀・信金の問題を探ろうとした必読の論文である。

中小企業及び組織金融機関の分析の権威者である高田教授の「金融効率化行政のもとにおける信用組合のあり方」では、効率化行政そのもののもつ不明確さと行政の都銀寄りの姿勢を批判しながら、業界全体の自己主張を鮮明にし、具体的行動を推し進めるべきであるとのべる。都市銀行の経営行動は利益そのもののためであり、信用組合の存在意義は中小企業への密着度合いを強化することであり、資金コストの高いことも肯定的な

立場で把握する必要があると主張する。

中小企業金融の分析の第1人者である山下教授は「金融機関の地域密着化と経営効率化」で、地方銀行は新しい地縁性を確立しようとしていることは高く評価すべきものであり、地域密着度のもつメリット、デメリットは何であるかを追求する。地域性の拡大や貸出限度の大口化だけでは問題は解決するものでないと主張し、更に「金融機関の未来像を考える」の中では、金融機関の多様化、同質化が進む中で、アメリカのS. L. A. M. Sの専門化の利益も考えながら、規模の利益を併せて再検討すべきときではないだろうかと問題をなげかける。

地味な分析で高く評価されている笹原教授は、「信用金庫の都道府県別融資動向の特徴」で信用金庫の計数を自由に駆使しながら、融資動向の変化と規模の関連を説明して信用金庫分析の新しい一視角を示す。

ベンチャー・ビジネス論が清成氏によって日本に定着されているが、氏は「ベンチャー・バンキングのすすめ」で再びベンチャー・ビジネスの意味を語り、新技術の企業化、独自の営業方法の開発、創造的活動の展開をつづけるベンチャー・ビジネスに対応するベンチャーバンクの新しい方向をサジェストする。

(筆者は日本大学教授)

1 中小金融制度改善の方途

——望ましくない大幅改革——

川 口 弘

制度改善の基準は何か

コスト高と利益率の悪化

広範な中小企業金融制度のなかで、現在までの金融制度調査会の審議で主として問題とされてきたのは、民間中小企業金融専門機関の制度であったから、以下でもテーマをそこにしばって論じることしよう。

まず民間専門金融機関制度が現時点でなぜ再検討されねばならなかったか。昭和30年末から41年末までに、全国銀行（信託勘定を除く）の資金量が6.7倍に増加したのに対して、相銀は9.1倍、信金は12.5倍、信用組合にいたっては20.2倍の増加を示しているところから明かなように、この10年間のこれらの機関の発展は実に目覚ましいものがあった。特に相銀・信金は、その資金量の大きさからいって普通銀行もこれに無関心ではいられなかったし、他方、その間に作用し続けていた強い大企業分野への資金吸い揚げ圧力が、これらの機関の行動型にそのときどきで、いろいろな「ひずみ」をひきおこしたということもあって、この期間を通じて、それぞれの時点で種々の批判が加えられてきたことは周知のとおりである。

しかし、特別委員会設置のきまった時点で特に問題となっていたのは、体質的な高コスト機関であるために、金利水準の低下によってこれらの機関の利益率の悪化が表面化したことであった。これに先立って、38年ごろから、これら機関の資金量の増勢が大きく鈍化していたし、日本経済の成長率自体の鈍化も

第3篇 中小企業金融機関の発展方向

避け難いと考えられていたから、体質改善のためのなんらかの手をうつ必要性は、監督官庁としての大蔵省だけでなく、相銀・信金業界の内部でもかなり真剣に考えられていたと思われる。国債消化における相銀・信金の引受率の引き上げを妨げているものも、その高コスト性にあったから、普銀筋もまたこれら機関のコスト引き下げを望む気持はもっていたであろう。

中小企業金融機関の体質改善によるコスト低下を図るということが、制度改善をとりあげる、重要な理由の一つになっていたことは、間違いないと思われる。

普通銀行との同質化

しかし、もともと特別な中小企業金融専門機関が必要とされ、またそれらがこのような急発展を成し遂げた基本的な理由は、大企業向けの融資集中機構の下で、中小企業分野が絶えず信用制限の状態に置かれがちであったことに見出される。

ところが、このような信用制限の緩和に役立つために創設され育成されてきたこれら機関の行動のなかに、預金・貸出の大口化の追求や、借り手に対する過度の拘束預金の請求、余裕資金運用でのコール・ローンの過多などといった、その本来の任務にふさわしくないと見られる面が見い出されたところから普通銀行との「同質化」という表現でこれら機関に対する批判が提出されてきた。このような批判が正当なものであるかぎりにおいて、金融機関の経営問題という観点をこえた中小企業の金融という観点に立てば、むしろこの問題の改善が重要になってくるであろう。中小企業の側からは、中小企業金融機関の資金が中小企業分野外に流出しないような制度改善が望ましいことになる。

実は、普通銀行にとってもこの問題は関心の対象になるであろう。とりわけ、中小企業金融機関の大企業や「中堅企業」分野への進出や、大口預金吸収の努力は、普通銀行への競争の強化を意味するからである。もちろん、普通銀行のなかでも、貸出面の競争に関心の強いのは地銀であり、都銀はもっぱら預金（大口預金というよりはむしろ個人預金）吸収面の競争を問題にするものと思われる。中小機関に吸収された資金を高率レートを払ってコール市場から吸い揚

げる不利を痛感しているからである。

いずれにしても、特別委員会が発足してから現在にいたるまでの過程で、経済情勢が次第に好転するにつれて、制度改善の重点はこの「同質化」問題に移されてきた感じがする。「同質化」といわれているものの具体的内容としては、相銀における掛金業務の衰退、信金における員外預金比重の増大、信金・信組の会員・組合員の実質的意味が薄れて一般的な借り手と大差なくなってきたということなど、業務内容が普通銀行に接近してきたこと、相銀における県外店舗の増大、信金・信組における営業地域の拡大傾向などから、これら機関の特色であった地域性が弱まってきたこと、主として相銀における大企業向け貸出し比率の上昇(41年9月末で約20%、ほかに地方公共団体などへ5%)や、各機関における預・貸金大口化の追求などに見られるような、貸出対象の大規模化傾向などがあげられている。

こうした「同質化」現象に対する態度は、立場によっていろいろあるように見える。「同質化」は経済的合理性からいって避けがたいものと見て、現実の「同質化」のレベルに制度のほうを合わせようという考え方もあれば、「同質化」は制度からの逸脱であるからこれを是正すべきだという考え方もあろう。しかしながら、中小企業金融機関という制度が、本来、融資集中機構の下での中小企業に対する信用制限を緩和するための制度であるとするならば、この任務から見て、「同質化」が否認されるべきか承認されるべきか、あるいはどこまでが承認されるべきか、を判断し、それに基づいて制度と「同質化」との調整を図るのが正しい態度ではないだろうか。

シワ寄せは解消しない

もっとも、信用制限の緩和という制度の目的についても異論はありうる。財界や政府はもとより、学界のなかにも、融資集中は効率の高いところに向って資金が流れることから生じるものであり、その流れをチェックして中小企業の信用制限を緩和しようとするのは、1国の資金効率を引き下げることだという有力な考え方が存在している。しかし、それならばそもそも特別な中小企業金融機関などというものを承認する余地はなくなってしまうであろう。中小企業